

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法施行規則	法令の番号	平成14年環境省令第29号						
許認可等の種類	特定有害物質の種類のお知らせ	根拠条項	第3条						
審査基準	<p>○土壌汚染対策法施行規則 第3条</p> <p>3 都道府県知事は、調査実施者が法第三条第一項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、当該調査対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。</p> <p>4 前項の申請は、様式第二による申請書を提出して行うものとする。</p> <p>5 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。</p>								
	受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	